

津島市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観計画を策定するため、津島市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、景観計画とは、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき策定する計画をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体若しくは関係行政機関から選任された職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(オブザーバー)

第6条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に加わ

ることができる。

(庁内検討会議)

第7条 委員会に、本計画の素案を検討するため庁内検討会議を置く。

2 庁内検討会議は、まちづくり推進部まちづくり事業課長を議長とし、別表に掲げる課を委員として組織する。

3 議長は、委員へ意見等を徴収することができ、必要に応じて庁内検討会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部まちづくり事業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

津島市景観計画策定委員会名簿

第3条関係

名称	氏名	所属	区分
委員	野澤 英希	愛知工業大学工学部建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	川口 暢子	愛知工業大学工学部社会基盤学科 准教授	学識経験者 (1号委員)
委員	伊藤 久夫	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	黒田 剛司	津島市文化財保護審議会 会長	関係団体 (3号委員)
委員	沖 尚也	津島市商店街連合会 会長	関係団体 (3号委員)
委員	西尾 浩伸	愛知県建築士事務所協会 津島直前支部長	関係団体 (3号委員)
委員	水野 佳恵	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部 担当課長	関係団体 (3号委員)
委員	水越 悟	市民代表	市民代表 (4号委員)

第6条関係

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	森田 誠	愛知県海部建設事務所 道路整備課長	関係行政団体
	近藤 久雄	愛知県海部建設事務所 維持管理課長	関係行政団体

別表（第7条関係）

役職	構成員
議長	まちづくり事業課長
委員	都市計画課
委員	企画政策課
委員	観光・プロモーション課
委員	都市整備課
委員	社会教育課